

令和7年11月20日開会
令和7年11月20日閉会

第802回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 0 2 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 0 2 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 7 年 1 1 月 2 0 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（6人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
8 番	高 木 伸 也	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 2 番	吉 田 守
1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（1人）・欠席推進委員（1人）

7 番	中 島 仁	9 番	鈴 木 明 美
-----	-------	-----	---------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	大 場 祐 一	永 島 真 弓
-------	---------	---------

4. 本日の会議の案件

- 議案第 2 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 5 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。秋の収穫も終わり、後片付けの方も十分にできた頃ではないかと思えます。今週は急に寒くなって、秋のいろいろな美味しいものを食べる時間もないまま冬に向かっていくなかなと感じております。また、今年の米の値段は良かったんですが、今日の新聞に来年は 30,000 円より割れるという記事がありましたので、今年税金を納めなくちゃいけないと皆さん思っいらっしゃると思いますので、一応いろいろと考えながら来年分に回して蓄えをしていただけるようお願いいたします。

今日はこれから総会終わりましたら、一年に一度の研修会ということで鹿沼の方に出発します。宇都宮大学のゆうだい 21 という米の勉強会もしてきますので、来年に向けた作付け関係も一緒に教えていただきながら勉強していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、7 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本

日の会議は成立しております。

議長 只今より第802回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に4番委員と5番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第24号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により
説明。

整理番号1番です。権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人につ
いては、■■■■の■■■■さん、譲受人は■■■■の■■■■さんです。
申請地は大字■■■■の田■■筆で面積は■■■㎡です。申請内容及び契
約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、
許可の日です。参考として10aあたりの対価を記載しております。世帯員の農
作業従事の状況は男性■■名、女性■■名のうち農業専従者■■名、農業補助者■■名
であります。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でございま
して、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。
譲受人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、農業機
械については、トラクター■■台、田植機■■台、コンバイン■■台を所有しており
ます。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページには公図を
添付しており赤色の枠の部分でございます。申請地は、一昨年の農地相談会
の時から継続相談案件です。元々別の集落の方に耕作していただいていた
が、譲受人の転出により土地を処分したい意向でありました。現在の耕作者
に打診しましたが、購入の意向がなかったため、隣接する農地を耕作していた
譲受人との調整の上で合意に至りました。

続きまして議案書6ページです。整理番号2番について説明いたします。権利
の種類につきましては所有権移転です。譲渡人は■■■■の■■■■さん、譲

受人は■■■■の■■■■さんです。申請地は大字■■■■、■■■■、■■■■の■■■■で、合計面積は■■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10aあたりの対価を記載しております。世帯員の農作業従事者の状況は世帯員男性■■名、女性■■名のうち農業従事者■■名、農業補助者が■■名であります。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でございまして、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、専業農家であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター■■台、田植機■■台、コンバイン■■台を所有しております。申請地の場所につきましては、7ページに位置図、8ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。公図上筆数は多いのですが、位置図をご覧くださいと分かる通り、現況1枚の田になっております。申請地の北側の列は譲受人所有の田であり、10年以上譲受人が全ての農地を耕作して参りました。参考ですが、申請地のうち■■■■には地役権が設定されており、送電線の下での農地であるため、背の高い工作物や竹・樹木の植栽について制限がありますが、譲受人も把握した上で売買に至っております。議案第24号の案件につきまして、いずれも申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して整理番号1番について現地調査委員からの報告をお願いします。8番委員をお願いします。

8番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 続きまして整理番号2番について現地調査委員からの報告をお願いします。14番委員をお願いします。

14番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

10番委員 議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第24号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 これより議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議長 議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第25号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第25号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書9ページにより朗読。今回の案件は、新規1件、再設定2件です。10ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。新規の案件について説明します。12ページをお開きください。

申請番号2番について、土地の所在は、大字■■■■の田■■筆で面積は■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■の■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■の■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田10aあたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和8年1月1日、終期は令和17年12月31日の10年間であります。促進計画は福島県の公告となり、令和7年12月26日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。機械作業のため、オペレーターを雇用されているとのことです。

14～15ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、16～17ページには農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

いずれも10ページにあります貸付相手に関する要件の2の(1)の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長 議案第25号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番委員 13ページ、申請番号3番出し手の■■■■さんの親はどなたでしょうか。

2番委員 ■■■■さんです。

議長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第25号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第25号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第802回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第24号 原案のとおり決定

議案第25号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和7年11月20日午前9時35分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年12月18日

湯川村農業委員会

会 長

4 番 委 員

5 番 委 員